00331

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び金曜日発行（当日が休日に当たるときは、その翌日）

目次

◇告示

字の区域を変更する旨の届出

告示

鳥取県告示第四百五十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十二年六月三十日

鳥取県知事・石破二朗

区域の変更に係る字の名称	同上の区域
数津字下神田	数津字東井手中才二七番から二九番の三まで、数津字下神田六三番の一、六三番の二、六四番の一、六四番の二、六五番、六六番、六九番、七〇番の一、七〇番の三、七〇番の四、数津字向手川の国有地である水路の敷地の一部並びにこれらと一体をなす国有地である道路及び水路等の敷地
数津字向手川	叶字道ノ上一六九番の一部、一六九番の二から一七一番の二まで、一七二番の一部、一七二番の二、一七二番の三、数津字手川七四番の二、七四番の四の一部、七四番の五、七四番の六、八三番の二、八三番の三の一部、八三番の四から八五番まで、数津字三角田一〇一番の一の一部、一〇一番の二の一部、一〇一番の三から一〇一番の六まで、数津字向手川の区域のうち国有地である道路及び水路の敷地の一部以外の区域並びにこれらと一体をなす国有地である道路及び水路等の敷地
叶字道ノ上	数津字手川七四番の七の一部から七八番の二の一部まで、叶字道ノ上の区域のうち一六九番の一部、一六九番の二から一七一番の二まで、一七二番の一部、一七二番の二、一七二番の三以外の区域並びにこれらと一体をなす道路及び水路等の敷地
数津字手川	数津字手川の区域のうち七四番の四の一部、七四番の七から七八番の二までの一部、八三番の二、八三番の三の一部、八三番の四から八五番まで以外の区域、数津字向手川の国有地である道路の敷地の一部並びにこれらと一体をなす国有地である道路及び水路等の敷地
数津字北野	数津字狭間八六番の一から八九番の一まで、数津字東下沢二〇〇七番の三、数津字北野の区域のうち九九番の二の一部、一〇〇番の一部以外の区域並びにこれらと一体をなす国有地である道路及び水路等の敷地
数津字三角田	数津字前田一九三番の一部、数津字三角田の区域のうち一〇一番の三から一〇一番の六まで、一〇一番の一の一部、一〇一番の二の一部、一〇三番の一の一部、一〇三番の二の一部、一〇八番の二の一部、一〇九番の一部、一一一番の二の一部、一一三番の一部以外の区域、数津字手川の国有地である道路及び水路の敷地の一部並びにこれらと一体をなす国有地である道路及び水路等の敷地
数津字前田	数津字北野九九番の二の一部、一〇〇番の一部、数津字崩し沢一九六番の一、一九七番、一九八番の一部、一九九番、一九九番の一、二〇〇番の一部、数津字三角田一〇三番の一の一部、一〇三番の二の一部、一〇八番の二の一部、数津字屋敷田一八七番の一部、一八八番の一部、数津字井戸場向二二七番の一部、数津字東畑ケ田二三九番の一部、数津字前田の区域のうち、一

	八九番の一部、一九三番の一部以外の区域並びにこれらと一体をなす国有地である道路及び水路等の敷地
数津 字西下沢	数津字崩し沢二〇〇番の一部、数津字西下沢二一五番、二一八番の一部及びこれらと一体をなす国有地である水路等の敷地
数津 字井戸場向	数津字西下沢二一八番の一部、二一九番から二二一番まで、数津字崩し沢一九八番の一部、二〇〇番の一部、数津字東畑ケ田二三五番の一部、二三七番の一部、二三八番、二三九番の一部、数津字井戸場向の区域のうち二二七番の一部以外の区域並びにこれらと一体をなす国有地である道路及び水路等の敷地
叶 字平木	数津字平木一一二三番合併の一部、叶字平木の区域のうち一九四番から一九七番までの一部以外の区域並びにこれらと一体をなす国有地である道路及び水路等の敷地
数津 字平木	叶字平木一九四番から一九七番までの一部、数津字三角田一〇九番の一部、一一一番の一部、一一三番の一部、一一六番から一一六八番の一まで、一一六八番の二の一部、一一七〇番の一、一一七〇番の二の一部、一一七五番の一まで、一一七五番の二の一部、数津字平木の区域のうち、一二四番の一部、一二三番合併の一部、一二七番の一部、一二七番の二、一二七番の三の一部以外の区域並びにこれらと一体をなす国有地である道路及び水路等の敷地
数津 字屋敷	数津字平木一二四番の一部、一二七番の一の一部、一二七番の二、一二七番の三の一部、数津字前田一八九番の一部、数津字屋敷田一八番屋前一〇八番の一から一〇八番の四まで、数津字屋敷田一八六番合併の一部、一八七番の一から一八四番の一まで、一八八番の一部、数津字東畑ケ田二四〇番の一部、二四七番の一部、二四八番の一部、二五一番の一部、数津字屋敷の区域のうち、国有地である道路の敷地の一部以外の区域並びにこれらと一体をなす国有地である道路の敷地及び水路等の敷地
数津 字番屋前	数津字番屋一六八番の二の一部、一七〇番の二の一部、一七五番の三、数津字屋敷の国有地である道路及び水路の一部、数津字東畑ケ田の国有地である道路及び水路の敷地の一部、数津字柳縁り二五二番から二六三番まで、二六四番の一部、二六五番の一部、二六六番の一部、二六七番、数津字番屋前の区域のうち、一八〇番の一から一八〇番の四まで以外の区域並びにこれらと一体をなす国有地である道路及び水路等の敷地
数津 字畑ケ田	数津字西畑ケ田の区域、数津字井古三一九番、数津字柳縁り二六四番の一部、二六五番の一部、二六五番の一、数津字屋敷田一八六番合併の一部、数津字曲り田の国有地である道路の敷地の一部、数津字東畑ケ田の区域のうち、二三五番の一部、二三七番の一部、二三八番、二三九番の一部、二四〇番の一部、二四七番の一部、二四八番の一部、二五一番の一部以外の区域並びにこれらと一体をなす国有地である道路及び水路等の敷地
数津 字曲り田	数津字西五反田の区域、数津字西井手中才の区域、数津字曲り田の区域のうち、国有地である道路の敷地の一部以外の区域
数津 字東下沢	数津字東下沢の区域のうち二〇七番の三以外の区域
数津 字井古	数津字井古の区域のうち三一九番以外の区域

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可　発行所　鳥取県鳥取市東町一丁目　鳥　取　県　【定価一部一箇月三百円（送料を